

1 計画策定の趣旨

女性が職業を通じて個性と能力を発揮して活躍することを推進し、男女の人権尊重や、急速な少子高齢化の進展、諸々の社会経済情勢の変化に対応できる社会を実現することを目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「法」という。）が、平成28年4月1日に施行されました。

同法第15条に基づき、宇部・山陽小野田消防局における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画について、消防長が定めるものです。

2 計画の基本的事項

（1） 取組の方向

ア 計画推進の基本的な考え方

（ア）女性の活躍できる職場は、男性も活躍できる職場との考え方のもと、男女を問わず全ての職員がいきいきと活躍できる組織を目指します。

（イ）職員のニーズをきめ細かく把握し、実効性のある取組を進めます。

（2） 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とします。

（3） 計画の対象

宇部・山陽小野田消防局職員を対象とします。

（4） 推進体制

ア 女性活躍推進委員会

委員長を消防局次長、委員を各所属長として委員会を構成します。委員は、所属内に当該計画の周知を図るとともに、計画に定める事項の進捗状況や効果の検証を行います。また、所属における具体的な取組を率先して実行します。

イ 行動計画の改定

国の法制化や施策の動向等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すこととします。